

芦総法第 64 号

令和5年5月18日

芦屋市議会議長

帰山 和也 様

芦屋市長 高島 峻輔



本会議における当局出席者の追加について（申入れ）

日頃は市政の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会議における当局出席者については、現在、申合せにより、部長級以上の職員としていただいておりますが、令和5年度の組織改正に伴い、次期定例会以後、学校教育に係る内容の発言通告をいただいた場合に限り、学校教育室の室長を出席者に加え、答弁を行わせる場合があることをご了承いただきたくお願い申し上げます。

このたびの組織改正においては、組織の効率化・スリム化を図ることを目的に、教育委員会事務局の部の統廃合を行い、教育職の職員を配置する部長級の職を廃止いたしました。しかしながら、一般質問等において、学校教育現場の取組等に係る具体的な質疑を多くいただいている現状を踏まえると、質疑の内容により教育職の職員が答弁に当たることがより適切であると考えられる場合に、それを可能とすることが円滑な会議運営に資すると考えるものでございます。

趣旨をご理解賜り、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以 上